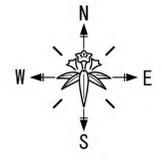


鎌倉都市計画図

1:10,000



都市計画公園名称		都市計画道路名称	
番号	公園名	番号	道路名
2-2-1	栄町公園	1-3-1	高遠橋通り
2-2-2	石原谷戸公園	1-4-1	横須賀南道路
2-2-3	中村公園	3-2-1	横須賀沢線
2-2-4	清水小路公園	3-3-1	鎌倉参道線
2-2-5	中村つじ公園	3-4-1	鎌倉停車場線
2-2-6	清水小路東公園	3-4-2	由比浜沿谷線
2-2-7	釜ノ下こじか公園	3-4-3	横須賀線
2-2-8	長島ふなで公園	3-4-4	横須賀線
2-2-9	高が沢かえで公園	3-4-5	深沢村間線
2-2-10	清ノ入南公園	3-5-1	国道134号線
2-2-11	鳥が淵公園	3-5-2	原宿六ツ浦線
2-2-12	長谷つくし公園	3-5-3	大船停車場沿線
2-2-13	向安公園	3-5-4	材木座名越線
2-2-14	仲ノ坂こうま公園	3-5-5	長谷大町線
2-2-15	大久保公園	3-5-6	長谷常盤線
2-2-16	ききょうや東公園	3-5-7	鎌倉大町線
2-2-17	日当公園	3-5-8	大船停車場沿線
2-2-18	大平山公園	3-5-9	阿久和線
2-2-19	鎌倉山西公園	3-5-10	大船停車場沿線
2-2-20	鎌倉山西すみれ公園	3-5-11	小袋谷沿線
2-2-21	西鎌倉山のびり公園	3-5-12	金沢線
2-2-22	西鎌倉山北公園	3-6-1	鎌倉坂小町線
2-2-23	萩原公園	3-6-3	鎌倉大町線
2-2-24	若松たんぼ公園	3-6-4	小町材木座線
2-2-25	西鎌倉山南公園	3-6-6	大船坂線
2-2-26	正徳寺公園	3-6-7	壺ノ下大船線
2-2-27	七重が沢かもめ公園		
2-2-28	藤越さる公園		
2-2-29	西鎌倉三丁目公園		
2-2-30	西鎌倉二丁目公園		
2-2-31	中村ふくろう公園		
2-2-32	打越北公園		
2-2-33	打越東公園		
2-2-34	富士塚公園		
2-2-35	上園公園		
2-2-36	びわだ北公園		
2-2-37	びわだ南公園		
2-2-38	七重が沢つじ公園		
2-2-39	七重が沢三丁目公園		
2-2-40	七重が沢二丁目公園		
2-2-41	七重が沢一丁目公園		
2-2-42	七重が沢五丁目公園		
2-2-43	七重が沢六丁目公園		
2-2-44	丹後が谷公園		
2-2-45	藤越山下公園		
2-2-46	がんだがや南公園		
2-2-47	片岡どじょう公園		
3-2-1	岩瀬下園防犯公園		
5-5-1	鎌倉海浜公園		
6-4-1	箱田公園		
7-4-1	清氏山公園		
7-6-2	鎌倉中央公園		
7-4-3	夫木池公園		
7-4-4	六厘見山森林公園		

都市計画緑地名	
番号	緑地名
第1号	鎌倉広町緑地
第2号	山ノ内西谷々谷緑地
第3号	山崎・台峯緑地
第4号	山ノ内高下小路緑地

凡例	種別	面積(ha)
	市街化調整区域	約1,384
	第一種低層住居専用地域 (建築物の高さの限度:10m)	約1,294
	第一種中高層住居専用地域	約28
	第二種中高層住居専用地域	約366
	第一種住居地域	約121
	第二種住居地域	約1.7
	準住居地域	約268
	近隣商業地域	約108
	商業地域	約23
	準工業地域	約81
	工業地域	約5.0
	工業専用地域	約27
	は高度地区	約3.8
		約77
		約133
		約33
		約2,569

凡例	種別	面積(ha)
	市街化区域・市街化調整区域境界	—
	都市計画道路	—
	都市計画公園・緑地	—
	下水道処理場・ポンプ場	—
	その他の都市施設	—
	ごみ焼却場・ごみ処理場・処理場	—
	土地地区画整理事業	—
	市街地再開発事業	—
	高度利用地区	約2.7
	防火地域	約31
	準防火地域	約502
	風致地区	約2,194
	景観地区(建築物の高さの最高限度:15m)	約232
	特別緑地保全地区	約49.4
	近郊緑地特別保全地区	約131
	生産緑地地区	約15.4
	地区計画区域	—

市町名	鎌倉市
件名	鎌倉市都市計画区域の変更 第2号名称ごみ処理場
図面の名称	総括図
縮尺	1/10,000
番号	1/1
作成年月日	令和年月日

第2号名称ごみ処理場
面積 約0.5ha

鎌倉市全域が都市計画区域に指定されています。(面積約3,953ha)
(注) 本図は一般参考図であるため、詳細については、鎌倉市都市計画課に備えてある閲覧用図書を参照のこと。

凡例	種別	面積(ha)
	第一種高度地区(建築物の高さの最高限度:15m)	約344
	第二種高度地区(建築物の高さの最高限度:20m)	約309
	第三種高度地区(建築物の高さの最高限度:31m) ただし、工業用途以外の用途は20mとする	約181
	第四種高度地区(建築物の高さの最高限度:31m)	約71

1. この図面は、1:2,500の縮尺で都市計画区域図を作成し、1:10,000の縮尺でこの図面を作成したものである。
2. この図面は、高度利用地区の指定に関する規定に基づき、高度利用地区の指定を受けた区域の境界線を示している。境界線は、境界線指定図(1:10,000)を参照すること。
3. この図面は、高度利用地区の指定に関する規定に基づき、高度利用地区の指定を受けた区域の境界線を示している。境界線は、境界線指定図(1:10,000)を参照すること。
4. 境界線指定図(1:10,000)を参照すること。